

① 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
----------------------	--------	-----	-----

別表十二(九) 平二十七・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定原子力発電施設の名称	1		期首原子力発電施設 解体準備金の金額	18								
積立期間	2	昭平 平	翌 期 当 期 繰 越 算 の 計 算	解体費用を支出した 場合の益金算入額	19							
当期積立額	3											
積立 限度 額の 計算	当期末の解体費用見積額	4	繰 越 算 の 計 算	累積限度超過額 (17)	20							
	累積限度基準額 (4) × $\frac{90}{100}$	5										
	前期 以前 積立 合計 額の 計算	前期以前の損金 算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)				6	繰 越 算 の 計 算	その他の場合による 益金算入額	21			
		前期以前の積立限度 超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)				7						
		前期以前の累積限度 超過取崩額の合計額				8						
	計 (6) + (7) - (8)	9				繰 越 算 の 計 算	計 (19) + (20) + (21)	22				
	積立限度額 (5) - ((9) × $\frac{90}{100}$) × $\frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10										
	積立限度超過額 (3) - (10)	11				貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細	貸借対照表に計上されている 原子力発電施設解体準備金	25				
	累積 限度 超過 額の 計算	累積限度基準額 (5)							12	当 期 分	差引 (25) - (24)	26
		前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)							13			
益金算入額の合計額		14										
前期以前の累積限度 超過額の合計額 (前期末までの(17)の合計)		15										
差引原子力発電施設 解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)		16										
当期累積限度超過額 (16) - (12)	17	前期以前分	前期末における差額 (前期の(26))	29								

別表十二（九）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人で電気事業法第2条第1項第1号（定義）に規定する一般電気事業若しくは同項第3号に規定する卸電気事業（以下「一般電気事業等」といいます。）を営むものが措置法第57条の4（原子力発電施設解体準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で一般電気事業等を営むものが同法第68条の54（原子力発電施設解体準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「前期以前の累積限度超過取崩額の合計額8」は、前事業年度又は前連結事業年度終了の日までに措置法第57条の4第4項又は第68条の54第3項の規定により益金の額に算入された金額（原子力発電施設解体引当金に関する省令第4条第3項（取崩し）の規定により取り崩した金額のうち益金の額に算入されなかった金額がある場合には、当該金額を含みます。）の合計額を記載します。

3 「積立限度額¹⁰は、
$$\left((5) - \left((9) \times \frac{90}{100} \right) \right) \times \frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$$
」

当該事業年度又は連結事業年度が特定原子力発電施設（措置法第57条の4第1項に規定する特定原子力発電施設をいいます。）の設置後初めて発電した日を含む事業年度又は連結事業年度である場合には、同欄中「当期の月数」とあるのは「特定原子力発電施設の設置後初めて発電した日から当該事業年度又は連結事業年度終了の日までの期間の月数」と、「当期以後の積立期間の月数」とあるのは「積立期間の月数」として記載します。

4 「益金算入額の合計額¹⁴」は、当該事業年度又は連結事業年度終了の日までに措置法第57条の4第5項又は第68条の54第4項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなった金額の合計額を記載します。

5 「期首原子力発電施設解体準備金の金額¹⁸」には、当期首現在の税務計算上の原子力発電施設解体準備金の金額を記載します。